

No.	質 問	回 答
1	食品販売は1品目だけ？	<p>焼く・煮込むなど、会場で調理が必要な食品は1品目です。</p> <p>キッチンカーは許可に応じた品目数の販売が可能です。</p> <p>調理場で調理した食品を包装し提供する包装品は制限がありません。</p>
2	包装品は誰でも製造・販売できますか？	<p>製造する場合は、製造品目に応じた食品営業許可が必要です。</p> <p>仕入れて販売する場合は、保健所に届け出が必要な場合があります。</p> <p>包装品には食品表示が必要です。</p>
3	包装品はどの様に包装するの？	<p>フードパックに入れて蓋をしてテープで留める、ビニール袋に入れてテープで留めるなど、埃が入らないような容器であれば問題ありません。</p>
4	包装品の食品表示について、商品に貼らないで購入者に手渡しでもいいでしょうか？	<p>テープで貼るなどしてください。</p>
5	唐揚げとポテトを一緒に調理して、同じ皿で提供するの？	<p>テント販売では別々の品目としてカウントします。</p> <p>屋台・露店の食品営業許可は1出店者1品目のみのため、これに準じています。</p>
6	既製品を開封して提供する場合は？	<p>調理食品に該当します。</p>
7	パンにソーセージを挟むホットドックは販売できますか？	<p>テントで販売できる調理食品は調理工程が1工程で完了するものに限りです。</p> <p>ホットドックは①焼く②パンに挟むの2工程になるので販売できません。</p>